

自然災害発生時における計画

会 社 名	サービス提供
(株) ウィル	児童発達支援・ 放課後デイサービス
施 設 長	管 理 者
杉浦 朗	平田妙子
住 所	電 話 番 号
高浜市沢渡町5丁目32番地 ラビデンス高浜ステーション1F4	電話 0566-45-5213 FAX 0566-45-5214

ウィルはあと高浜 BCP

基本方針

- ・本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合でも可能な限り短い期間で復旧させるために指針、体制、手順を示すものである。
- ・事業所の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する。
- ・地域の医療、福祉サービスの一つとして、その状況に対して事業運営を継続できるものとする。

<利用者の安全確認>

利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意し安全の確保に努める。

<サービスの継続>

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

<スタッフ安全確保>

スタッフの生命を守り、生活の維持に努める。

推進体制

主な役割	役職名	氏名	補足
統括責任	管理者	平田妙子	高須 彩香
BCPの策定及び見直し	BCP策定責任者	平田妙子	高須 彩香
スタッフへの研修・訓練の計画	研修・訓練責任者	平田妙子	小澤 綾子
看護ケア	看護師	松下弘子 小川初美、中野和美	三人で行う
設備インフラ	常勤スタッフ	小澤綾子	平田 妙子

<ハザードマップで確認>

高浜市のハザードマップで確認。高浜市液状化危険度マップ

- 1, 地震ハザードマップ (震度分布)
- 2, 地震ハザードマップ (液状化危険度)
- 3, 津波ハザードマップ
- 4, 地震、津波、学習情報
- 5, 洪水ハザードマップ (高浜稗田川)
- 6, 洪水ハザードマップ (矢作川)

<自治体公表の被害状況想定>

<南海トラフ巨大地震>

東海地方に震度 6 以上の揺れを想定

地震速報による地震アラートが鳴ります。「震度 6 以上の地震が来ます〇〇秒前」の音声流れる。

事業所では、日頃の避難訓練にてスタッフや利用している子ども達が訓練と同じ動きにより、安全を確保する。

- ① 机の下に避難
- ② 揺れが収まりました。その時点でリーダーの掛け声に従う。
- ③ 一斉に建物から避難する際には、子どもを避難誘導する担当と重要書類を持ち出す担当に別れスピーディーに行う
- ④ 重要書類の他に、子ども達の荷物、スタッフの荷物、非常食も同時に持ち出す
- ⑤ 避難場所は、徒歩 3 分の場所にある、高浜市立高浜中学校
- ⑥ 津波警報が出されていたら、3 階以上に上がる

<津波の想定>

- ① 事業所を出て徒歩3分の所の高浜中学校校舎内に避難、津波を想定して、車いすの子ども達を3階以上に上げる。
- ② 保護者の方には、前もってお知らせしてあるので、お迎えは高浜中学までの迎えとなる。
- ③ 避難してきた子ども達の保護者による迎えに際し、引き渡し表を用いる。

<ライフライン>

- ① 電気：市内全域が停電、復旧に7日～12日程掛かる予想
- ② ガス：都市ガスは、支障ないですが、空気中にガスが充満している可能性があるため周りの状況をしっかり把握する。
- ③ 水道：水道水遮断される可能性があると考え
- ④ 通信：携帯電話を使用するが、使用可能な機種があるはずなので、試してみる。

研修・避難訓練の状況とBCP検証

<地震の避難訓練>

- ・年間3回ほど実施 → 施設内で机の下に避難 → 周りの状況を把握しつつ施設外に避難誘導する → 津波を想定して近隣の避難先に向かう

<火災の避難訓練>

- ・年間3回ほど実施 → 実際発火したことを想定して → 利用者の避難誘導 → 119に電話で通報 → 施設外に出たときに消火活動を阻害しない場所に避難誘導

<不審者の避難訓練>

- ・実際に不審者が施設内に侵入した場合を想定して訓練を行う → 合言葉で施設内の場所に集結 → 扉ブロックにて施錠と同時に110に電話 → 対応したスタッフが施設外に救援を求める

平常時の対応

①

場 所	対応策	備考
建物		

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
棚类等	転倒防止対策	
消化器等	消火器等の設備点検	

<水害対策>

水害対策は、ハザードマップを見て避難の必要があれば、避難先を明示
また、重要書類やPC等の避難先も考える。

車両についても事前の避難が必要。

③水害対策

対 象	対 応 策	備 考
浸水による危険性の確認		
外壁のひび割れ、欠損、 爆裂	毎月1回点検にて確認	
暴風雨による危険性の 確認	ハザードマップによる、洪水の可能性が ある箇所をスタッフ全員が把握するよう にする	
周囲に倒れそうな樹木、 飛散しそうなものはな いか	目視にて確認	

④電気が止まった場合の対策

可動させるべき設備	自家発電もしくは代替え策
情報機器：PC	バッテリー充電器の用意
冷蔵庫・冷凍庫	夏場は、暑さ対策として保冷剤を用意
証明器具	懐中電灯、乾電池の用意
暖房器具	毛布、カイロ

⑤水道が止まった場合の対策

(A) 飲料水

スタッフと利用者数 2リットル×3日分の飲料水を確保する。
保存期間に留意する

(B) 生活飲料水

簡易タンクに15リットル貯水しておく

⑥通信が麻痺した場合の対策)

固定電話 1台
事業所の携帯1台
スタッフ個人の携帯
バッテリーの購入

⑦システムが停止した場合の対策

データの喪失に備えて、最新データ（ドロップボックス）にバックアップを行う
重要書類は紙にて保管

⑧衛生面（手洗い・トイレ）

(A) 手洗い

- 1, 水道水が止まっているため、ウェットで拭く
- 2, アルコール消毒を常備しておく（3 か月ごとに替えておくこと）
- 3,

(B) トイレ（利用者）

- 1, 利用者向けに簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく
- 2, 速やかに簡易トイレを設置し利用する
- 3, 排泄物や、使用済のオムツなど、所定のゴミ置き場に保管する
- 4, 汚物には、消臭固形剤を使用する

(B) トイレ（スタッフ）

- 1, 利用者とは別に、スタッフの簡易トイレを利用する<生理用品は備蓄しておく>

(

C) 汚物対策

- 1, 排泄物などは、ビニール袋に入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- 2, 消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるゴミとして処理が可能である。

(非常持ち出し品)

- ・携帯電話
- ・緊急時持ち出し書類（個人記録帳・緊急時連絡簿など）
- ・飲料水、非常食
- ・ビニール袋、ティッシュペーパー
- ・おむつ
- ・タオル（ブランケット）
- ・衛生用品、救急用品セット
- ・使い捨てカイロ・
- ・テープ、紐

緊急時の対応

(A) BCP 発動基準

<地震による発動基準>

- ・ 高浜市周辺に、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的な混乱を総合的に勘案し管理者が必要とした場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。

<水害による発動>

- ・ 大雨警報及び洪水警報が発表された時
台風により高潮注意報が発表された時

管理者	代表者 ①	代表者②
平田妙子	小澤綾子	高須彩香

(B) 行動基準

発生時の行動基準の指針は、下記の通りです

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の崩壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

平常時 日常の点検 訓練の見直し
 情報交換 情報共有



直後 命を守る行動
 (安全確保 避難)



当日 二次災害対策
 (避難場所の確保)



体制確保後 事業再開



体制回復後 通常業務



完全復旧後 評価・反省・見直し

☆ 連携

事業所連携、行政、関係機関連携

☆ 情報発信

利用者家族安否確認・事業所情報

☆ 支援体制確保（人員、物資等）

(C) 対応体制

＜地震防災活動隊＞ 施設長、管理者、地震災害応急対策あの実施全般について一切の指揮を行う。

＜情報班＞ 行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めると共に適切な指示を仰ぎ、体調に報告するとともに、利用家族への利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

班長：児発管

＜消火班＞地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期するとともに、発火の際には消火を務める。班長・管理者

＜応急物資班＞食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水の配布を行う。

班長、常勤職員

＜スタッフの参集基準＞被害状況にもよるが、震度5以上の地震があった場合や通信回線が不能な震災が発生した場合、自主的に集合する。

但し、自宅が被災したり、家族の安否が不明の場合は参集出来ない。

自己の判断」に委ねる

<施設外での避難場所>

☆ 西尾市支援学校

- ・ 暴風警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 暴風雪警報発令 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 大雨警報 → [原則、通常通り]
- ・ 洪水警報 → [原則、通常通り]
- ・ 大雪警報 → [原則、通常通り]
- ・ 大雨特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 暴風特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 暴風雪特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 大雪特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 南海トラフ地震に関する情報（臨時）発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 当該施設に対する避難指示レベル4（危険な場所から全員避難）
- ・ 愛知県にJアラートが発信された場合 → [状況に応じて、保護者迎え]

☆ 刈谷特別支援学校

- ・ 暴風警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 暴風雪警報発令 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 大雨警報 → [原則、通常通り]
- ・ 洪水警報 → [原則、通常通り]
- ・ 大雪警報 → [原則、通常通り]
- ・ 大雨特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 暴風特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 暴風雪特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 大雪特別警報発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 南海トラフ地震に関する情報（臨時）発令時 → [下校時刻の変更、保護者迎え]
- ・ 当該施設に対する避難指示レベル4（危険な場所から全員避難）
- ・ 愛知県にJアラートが発信された場合 → [状況に応じて、保護者迎え]

事業所としての災害時に必要な準備対策確認表

安全の確保	建物		施設の耐震性を調査している
			耐震性が低い場合、施設の耐震補強工事实済み
			窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けている
	備品		家具や機器などの転倒防止、照明器具などの落下防止対策を実施している
要因			避難法を定めるとともに、避難経路図を作成し、掲示している。
体制	要因		対策組織を定め、役割を決めている
			緊急参集の対象者を決め、各自の周知している
			火災発生後の対応手順を準備している
必要な連絡	情報システム		パソコン等の転倒防止、落下防止等の耐震対策を実施している
			重要データのバックアップを作成し、別の場所に保管している
			重要な書類をすぐに持ち出せるように準備しておく。
	情報		スタッフの連絡先を把握し、表にまとめておく
			利用者やスタッフの安否確認できるようにしておく
			利用者家族との連絡方法を決めておく
			外部業者のリストを作成しておく 例 インフラの遮断の際など
点検	備品		備蓄品の必要性を計算し常備しておく（一般的に必要な品目、量）
			非常持ち出し袋を準備している
	情報		利用者情報（必要不可欠な事柄、家族との連絡方法）
	情報共有		他の事業所との連絡可能なライフラインがあるので皆が周知しておく
			非常事態の際に他の事業所併せて、安全な避難場所を共有できるよう協議しておく。保護者がお迎えにおられない場合など
	点検		報歳用品、資材など定期的に点検している
			備蓄品の数量、消費期限など定期的に点検している
			近隣住民への応援要請をお願いする為の手配

地震発生時の職員行動マニュアル

地震発生

机等の下に避難誘導・揺れが収まるまで静止

- ・窓ガラス当危険な場所から利用者を離す
- ・家具などの転倒の確認

- ・原則、利用者は、直ぐに屋外に出ない
- ・落ち着いてから屋外の被害状況を確認してから避難誘導する
- ・電気など破損していないか確認する

救護

負傷者

火災

消火活動

緊急児避難誘導

職員は、震度5以上に地震、または通信不能な災害は自主的に集合

伝言サービス117

利用者は安全なスペースへ移動
(ウイルはあと高浜の緊急避難場所は、高浜市立高浜中学校に避難する。
津波による避難の場合は、3階以上に避難)

避難準備

避難誘導

地域住民者救助要請

施設長

管理者

安否確認・報告

災害などの緊急事態での対応と児童の引き取りについて

地震等自然災害発生などの緊急の時には、下記のようにお願いいたします。

	在宅中	施設にいるとき	その他
地震 (警戒宣言)	朝のテレビ ラジオ等の情報を聴取してください。臨時休所などの措置は、午前6時の時点で、西三河南部に宣言された場合とします	児童を帰宅させることを基本とします。速やかに児童をお迎えに来てください。地震が発生し避難した場合、お迎え場所を電話連絡いたします。	施設にいる間に災害が発生した場合は、災害用伝言ダイヤル(171) 災害用伝言版(web171)を使用し、安否を確認できるようにします。番号は当施設の(0566-45-5213)を
台風接近 (暴風警報)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供中に警報が発令される可能性がある場合は、デイは休所となります。 ・午前6時までに、警報が解除された場合の行動を行います。 ・午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、デイは休所となります。 		
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や台風の状況によって、保護者様に送迎をお願いすることがあります。 ・午前11時までに警報が解除された場合、利用を希望されるお子様は一度ご連絡ください。 <p>よろしくお願い致します。</p>		

業者一覧表

種 類	業 者	電 話 番 号	備 考
支援関係	市 役 所	0566-52-1111	
消火関係	消 防 署	119	
緊急要請	高浜市警察所	0566-48-0110	
車両関係	愛知トヨタ EAST (株)	0566-53-0067	車種：ノア 三河 8 3 0 た 0 0 5 8
車両関係	碧南トヨタ本社		車種：N BOX
車両関係	オリックス自動車 (株)	0120243650	車種：タント 三河 581 せ 263
パソコン関係	神谷産業		
担当医	吉浜クリニック	0566-52-5110	
協力医療機関	高浜豊田病院	0566-52-5522	